

## 地域密着型通所介護自己点検シート（指定基準編）



点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
1 従業員の員数	(4) 機能訓練指導員について  ① 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者として、以下の資格を有している者ですか。 ・理学療法士      ・作業療法士      ・言語聴覚士      ・看護職員 ・柔道整復師      ・あん摩マッサージ指圧師      ・はり師      ・きゅう師  ② 事業所ごとに1以上配置していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第20条	職員勤務表 職員履歴書 ※免許証等写
	(5) 生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤ですか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2 管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。  ※ 事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の別の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第21条	職員勤務表 地域密着型通所介護記録簿

点検項目	確認事項	事業所記載欄			根拠条文	確認書類	
		点検結果					
		適	不適	非該当			
<b>II 設備基準</b>							
1 設備に関する基準	(1) 事業所は、次に掲げる設備を有していますか。  ① 食堂 ② 機能訓練指導室 ③ 静養室 ④ 相談室 ⑤ 事務室	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第22条	平面図 設備、備品台帳
	(2) 食堂及び機能訓練指導室は、それぞれ必要な広さを有しており、その合計面積は3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上ですか。  ※ 食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 相談室は、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 事業者が(1)の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前にみよし広域連合長に届け出ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていますか。  ・ 消火器 (150平方メートル以上の延べ面積を有する場合) ・ 自動火災報知設備 (300平方メートル以上の延べ面積を有する場合 (利用者を入居させ、又は宿泊させるものを除く)) ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 (500平方メートル以上の延べ面積を有する場合) ・ 避難口誘導灯、通路誘導灯、誘導標識 ・ スプリンクラー設備 (6,000平方メートル以上の延べ面積を有する場合) ※ 平屋建てを除く ・ 屋内消火栓設備 (700平方メートル以上の延べ面積を有する場合) ・ その他必要な設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		消防法施行令 別表 1六(ハ)に 該当	

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
<b>Ⅲ 運営基準</b>							
1 内容及び 手続の説明及 び同意	サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービス提供の開始について文書により利用申込者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の7準 用)	運営規程 説明文書 利用申込書 同意に関する 記録
2 提供拒否 の禁止	<p>正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p>※ 原則として、利用申込に対しては応じなければならない、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止されている。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、下記に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合</li> <li>・利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合</li> <li>・その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の8準 用)	
3 サービス 提供困難時の 対応	当該事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定地域密着型通所介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の9準 用)	サービス提供 依頼書
4 受給資格 等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合、被保険者証により利用者の被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の10準 用)	サービス提供 票 利用者に関する 記録
	(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮したサービスの提供に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
5 要介護認 定の申請に係 る援助	(1) 利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請が行われているか確認していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の11準 用)	利用者に関する 記録
	(2) 利用申込者が要介護認定の申請を行っていない場合、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 要介護認定の更新の申請が、遅くとも要介護認定の有効期間満了日の30日前までには行われるよう、必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	事業所記載欄				根拠条文	確認書類
		点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）		
		適	不適	非該当			
6 心身の状況等の把握	サービスの提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第23条	利用者に関する記録（※居宅支援経過）（※サービス担当者会議の要点）（※サービス担当者に対する照会（依頼））
7 指定居宅介護支援事業者等との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条（第3条の13準用）	情報提供に関する記録
	(2) サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者とは密接な連携に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	サービスの提供の開始に際し、利用申込者が施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨をみよし広域連合に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条（第3条の14準用）	
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営規程第37条（第3条の15準用）	※居宅サービス計画書 (1)(2) ※週間サービス計画表 ※地域密着型通所介護計画書 ※サービス提供票・利用者に関する記録
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条（第3条の16準用）	

点検項目	確認事項	事業所記載欄				根拠条文	確認書類
		点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）		
		適	不適	非該当			
11 サービスの提供の記録	(1) サービスを提供した際には、当該サービスの提供日及び内容、当該サービスについて利用者に代わって支払いを受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はそれに準ずる書面に記載していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の18準用)	※サービス提供票、別表 ※居宅サービス計画書 業務日誌 運行、送迎に関する記録
	(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
12 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、利用者負担として、当該サービスに係る地域密着型サービス費用基準額の1割又は2割、3割の支払いを受けていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第24条	※サービス提供票、別表 領収証控  ※領収証控 車両運行日誌 ※運営規程 (実施地域の確認) ※重要事項説明書
	(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 法定代理受領サービスに係る支払い以外で、下記の費用以外の費用の支払いを受けていませんか。 ① 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用 ② サービスに通常要する時間を超えるサービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型サービス費用基準額を超える費用 ③ 食事の提供に要する費用 ④ おむつ代 ⑤ その他、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) (3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
13 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の20準用)	※領収証控

点検項目	確認事項	事業所記載欄				根拠条文	確認書類
		点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）		
		適	不適	非該当			
14 指定地域密着型通所介護の基本取扱方針	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第25条	※地域密着型通所介護計画
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
15 指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービス提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第26条	※地域密着型通所介護計画
	(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) サービスの提供に当たっては、16の地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(6) 介護従業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供していますか。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(7) 事業所の屋外でサービスを提供する際は、あらかじめ地域密着型通所介護計画に位置付け、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるようになっていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
16 地域密着型通所介護計画の作成	(1) 管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第27条	※地域密着型通所介護計画 ※居宅サービス計画書利用者に関する記録
	(2) 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 管理者は、地域密着型通所介護計画の実施状況や評価について、利用者又はその家族に対して説明を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(6) 介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(7) 介護従業者は、居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から地域密着型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該地域密着型通所介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
17 利用者に関する保険者への通知	利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨をみよし広域連合に通知していますか。					運営基準 第37条 (第3条の26準用)	保険者に送付した通知に係る記録
	① 正当な理由なしに、サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
18 緊急時の対応	介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第12条準用)	※運営規程 ※連絡体制に関する書類

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
19 管理者の責務	(1) 管理者は、介護従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第28条	組織規程等 業務日誌等
	(2) 管理者は、介護従業者にⅢ（運営基準）の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
20 運営規程	事業所ごとに、次に掲げる事項について定めていますか。  ① 事業の目的及び運営の方針 ② 介護従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ サービスの利用定員 ⑤ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥ 通常の事業の実施地域 ⑦ サービス利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ その他運営に関する重要事項 ※やむを得ず身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第29条	※運営規程
21 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、介護従業者の勤務の体制を定めていますか。  ※ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確に記載すること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第30条 解釈通知第3-二の二-3-(6)	※勤務表 ※就業規則 ※運営規程 雇用契約書
	(2) 事業所の従業者によってサービスを提供していますか。  ※ 調理、洗濯等の、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	事業所記載欄			根拠条文	確認書類	
		点検結果					「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
		適	不適	非該当			
2.2 定員の遵守	<p>利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。</p> <p>※ 災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第31条	利用者名簿 ※運営規程	
2.3 非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立てていますか。				運営基準第32条	消防計画（消防計画に準ずる計画） 訓練記録	
	① 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	② 風水害、地震等の災害に対処するための計画	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に従業員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	<p>※ 関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を作ることである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
2.4 衛生管理	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	運営基準第33条	衛生マニュアル等	
	(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 特にインフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置に係る厚生労働省の通知に基づき、適切な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(5) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
25 掲示	事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、介護従業者の勤務の体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の32準用)	
26 秘密保持等	(1) 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の33準用)	
	(2) 事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないよう必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
27 広告	事業所について広告をする場合においては、広告の内容が虚偽又は誇大なものになっていませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の34準用)	パンフレット等 ポスター等 広告
28 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の35準用)	

点検項目	確認事項	事業所記載欄				根拠条文	確認書類
		点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）		
		適	不適	非該当			
29 苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第37条 (第3条の36準用)	※運営規程 苦情処理体制、手続きが定められているか。 揭示物 ※苦情に関する記録 指導等に関する記録
	(2) 苦情を受け付けた場合には、受付日、その内容等を記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 苦情に関してみよし広域連合が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。また、みよし広域連合からの求めがあった場合にはその改善内容を報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けた場合はそれに従って必要な改善を行っていますか。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合にはその改善内容を報告していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
30 地域との連携等	(1) 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、みよし広域連合及び市町の職員又は地域包括支援センターの職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上開催していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準 第34条	
	(2) 運営推進会議の内容(報告、評価、要望、助言等)について記録を作成し、当該記録を公表していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 地域住民又はその自発的な活動(ボランティア団体)等との連携及び協力を行う等、地域との交流を図っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(4) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
3 1 事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、みよし広域連合、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第35条	連絡マニュアル 事故に関する記録
	(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
	(3) 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3 2 会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第37条 (第3条の39準用)	会計関係書類
	(2) 他の事業と会計を区分していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
3 3 記録の整備	(1) 介護従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		運営基準第36条	従業者に関する名簿 ※設備・備品 台帳・会計関係書類
	(2) 次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 ① 地域密着型通所介護計画 ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ③ みよし広域連合への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ⑥ 運営推進会議の内容(報告、評価、要望、助言等)の記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			各種保存書類

点検項目	確認事項	事業所記載欄			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）	根拠条文	確認書類
		点検結果					
		適	不適	非該当			
<b>IV 変更の届出</b>							
1 変更の届出	次に掲げる事項に変更があった際は、10日以内にみよし広域連合へ届け出ていますか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 事業者の名称及び主たる事務所の所在地 ③ 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 定款、寄附行為等及びその登記事項証明又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る） ⑤ 事業所の平面図（各室の用途を明示するものとする）及び設備の概要 ⑥ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 地域密着型介護サービス費の請求に関する事項 ⑨ 役員の氏名、生年月日及び住所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			

法 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）

施行規則 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）

運営基準 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）

研修通知 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日 老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号）